

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この入札は、平成31年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件で実施する。

平成31年3月13日

愛媛県東予地方局長

1 入札に付する事項

(1) 件名

建住委第1号 県営住宅桜井団地エレベーター設備点検委託業務

(2) 委託業務の内容等

別添入札説明書及び設計図書による。

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

県営住宅桜井団地

愛媛県今治市桜井団地5丁目2-1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正規定について、施行されることが明らかになった場合は、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係

る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) エレベーターの故障等緊急時に速やか（概ね 60 分以内）に技術員を派遣可能な本社、または営業所等を有していること。

3 入札及び開札の日時等

- (1) 入札に関する問い合わせ先

愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 契約・建設業係
〒794-8502 愛媛県今治市旭町 1 丁目 4 番地 9
電話 (0898) 23-2500 (内線 262)

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

平成 31 年 3 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分
愛媛県東予地方局今治支局 4 階大会議室
愛媛県今治市旭町 1 丁目 4 番地 9

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)第 152 条から第 154 条までの規定による。

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。